

# 兵庫県ボランティア・市民活動災害共済

(死亡見舞金共済・ボランティア活動保険)

## 1. 兵庫県ボランティア・市民活動災害共済とは

この共済・保険は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、日本国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動中（往復途上を含む）の、万が一の事故に備えていただくためのものです。保険金または見舞金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

補償の種類		保険金・見舞金をお支払いする主な場合
ボランティア活動保険	傷害補償	日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガ <sup>(注1)</sup> に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。 <sup>(注2)</sup> (注1)「ケガ」の定義については、「用語のご説明」（7ページ）の該当欄をご参照ください。 (注2)健康保険、加害者からの賠償金の有無等に関係なくお支払いします。
	賠償責任補償	被保険者が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。 (a)ボランティア活動中に発生した事故 (b)ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c)ボランティア活動の結果に起因する事故 (d)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
死亡見舞金		ボランティア活動中、ボランティア自身が「傷害保険金」の対象にならない疾病で亡くなった場合 ※死亡見舞金は市民活動災害共済プランのみ給付対象となり、天災危険補償プランは給付対象外となります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

## 2. 加入対象者

ボランティア保険は東京都社会福祉協議会が保険契約者となり、引受保険会社と契約する保険です。ボランティア個人またはボランティア活動団体は、加入申込者となり、ボランティア個人が被保険者となる制度です。

■加入申込者の詳細は、以下の通りです。

加入申込者 兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市区町社会福祉協議会に登録された団体および個人ボランティアに限りま。

## 3. お支払いの対象となるボランティア活動

■自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献することを目的とした日本国内における無償の活動（交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償とみなします。）で、次のいずれかの活動に限ります。

- 社会福祉協議会に届け出た、または社会福祉協議会の委嘱を受けた活動
- 所属するボランティア活動団体等の会則<sup>(注)</sup>に則り、企画立案された活動 (注) 名称は問いません。

■上記の活動にはボランティア活動場所への通常の経路による往復途上や、ボランティア活動のための学習会、研修会、会議等への参加も含まれます。

■自動車事故は、被保険者自身のケガのみが対象で、身体障害・財物損壊の賠償事故はお支払いの対象になりません。（自動車保険の対象）

■次の活動は、このボランティア保険の補償対象にはなりません。

- 海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- 自己の利益を直接の目的とする自助活動
- 団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動海難救助ボランティア活動
- インターンシップ等や資格取得等を目指した活動
- 企業等の営利事業の一環として行う活動
- 学校の管理下（授業の一環として参加する）として行うボランティア活動（ボランティアサークル・クラブ活動は対象とします。）
- PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動 等

## 4. 掛金（保険料・共済掛金）

<市民活動災害共済プラン> 1名につき **500円** <天災危険補償プラン> 1名につき **600円**

※保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。加入手続の詳細は2ページをご確認ください。

※掛金はいつご加入いただいても同じです。また、中途解約による保険料の払い戻しはできません。

※ご加入は、お1人につき1口となります。複数口加入はできませんので、申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申込みください。また、お申込みにあたっては他の団体で既にご加入されていないかをご確認のうえ、お申込みください。

※一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動（複数の団体の活動）をされる場合も補償されます。

※市民活動災害共済プランの掛金のうち、480円は三井住友海上火災保険株式会社の「ボランティア活動保険」（傷害補償・賠償責任補償）の保険料に充当しています。死亡見舞金は、兵庫県社会福祉協議会が独自に運営しています。

## 5. 補償（保険）期間

- 平成30年4月1日0時から平成31年3月31日24時までの1年間。
- また、補償期間の途中での中途加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続完了日（受付窓口の各市区町社会福祉協議会での受付日）の翌日0時から平成31年3月31日24時までとなります。

## 6. 保険金額（給付金額）・支払限度額と保険料

保険金（給付金）の種類		保険金額（給付金額）・支払限度額・免責金額	
		市民活動災害共済プラン	天災危険補償プラン
傷害補償	死亡保険金	23,900千円	13,700千円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡保険金の100%～42%をお支払いします。	
	入院保険金日額	9,000円	7,500円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5	
	通院保険金日額	4,200円	3,600円
	特定感染症特約	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金額に同じ	
	特定感染症葬祭費用保険金	300万円限度	
	天災危険補償特約	なし	あり
賠償責任補償	身体障害・財物損壊共通	1事故につき5億円（免責金額なし）	
	人格権侵害		
見舞金	ボランティア共済死亡見舞金	給付金額10万円	なし
掛金（保険料・共済掛金）		500円	600円

◆いずれのプランとも、ボランティア自身の食中毒（O-157など）や熱中症（日射病や熱射病）も補償の対象となります。

◆天災危険補償プランでは、天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。

◆支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額および免責金額につきましては、上記の「保険金額（給付金額）・支払限度額・免責金額」欄にてご確認ください。

### <特定非営利活動法人補償特約>（全てのプランにセットされます。）

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、NPO法人を賠償責任補償の被保険者に含め、ボランティアがNPO法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

## 7. 加入手続

- 下記の加入書類に加入者の掛金を添えて、最寄りの市区町社会福祉協議会ボランティアセンターにご提出ください。なお、4月1日からの加入を希望される場合は、3月31日までにお手続きください。

①「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済加入申込票兼加入者名簿」

②「加入者名簿」

※ボランティア団体（グループ）で加入する場合には、必ず「加入者名簿」（所定用紙があります）を添付してください。住所（番地まで記入）・氏名・電話番号が記載された既存の名簿がある場合には、それに替えることができます。その場合は、3部ご提出ください。

※兵庫県社会福祉協議会（市区町社会福祉協議会を含みます。）は、本共済の運営において入手する個人情報、本共済の事務運営のために使用します。

## 8. 事故対応

- ①事故が起きた場合には、ただちに、加入手続をした市区町社会福祉協議会に連絡し、事故の日から30日以内に「事故届出および証明書」をご提出ください。
- ②「事故届出および証明書」を受付後、保険会社から保険金請求書類をお送りします。
- ③補償対象になるかどうかのお問い合わせについては、（取扱代理店）兵庫福祉保険サービス（フリーダイヤル(0120-118-192)）をご利用ください。

## 9. その他

- ご加入後、住所等に変更があった場合には、速やかに加入手続をした市区町社会福祉協議会にご通知ください。